

別記様式第2号の5の1（第2条関係）

(感知器) 明細書 (その1)								
申請者							カタログ名 又は番号	
種別								
型式								
項目		明細					製造者 (表示)	備考
		材質	寸法	取付方法	図面番号			
感知部							()	
検出部							()	
接点	固定部						()	
	可動部							
ダイヤフラム							()	
リーク							()	
放射線源						放射能の量	()	
						Bq		
基板							()	
外箱							()	
端子							()	
切替コック							()	
引出線		長さ ■						()
		径 ■						

(感知器) 明細書(その2)

部品名	記号	型名	用途	明細					製造者 (表示)	備考
				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	パルス順電流	最大許容電力	使用パルス順電流		
発光素子 電子管 受光素子				V V	mA mA	A	W	mA	()	
				感度波長	動作電流	放電開始電圧	放電維持電圧	印加電圧		
				nm	mA	V	V	V		
継電器				定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料	()	
				V V	mA mA	Ω	W			
				定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流		
				V mA	V mA	mA	mA	mA		
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧	()	
				V	mA	V	mA	V		
				短絡電流	接点材料	消去用素子				
				mA						
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線	()	
				V	A	V	A			
				鉄心	巻線絶縁					
					種					
電池				公称容量	公称電圧	平均監視電流	動作下限電圧	最大許容電流	()	
				Ah	V	mA	V	mA		
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	繊維材料	()	
				V	mA	V	mA			
焦電素子				定格電圧	感度	応答波長	使用電圧	視野角	()	
				V	mlzW ⁻¹	μm	V	度		
				ウインド材						
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧		()	
				V	A	W	V			
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V			
コンデンサ				容量	耐電圧	使用電圧			()	
				F	V	V				
抵抗				抵抗値	定格電力	使用電流			()	
				Ω	W	A				
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料	()	
				V	mA	V	mA			
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流		()	
				V	mA	V	mA			

(感知器) 明細書 (その3)

防 湿 方 法														
防 水 方 法														
防 塵 方 法														
防 食 方 法														
露出金属部の絶縁方法														
接点間隔、リーク等の調整部の封印方法														
特殊な取扱いを要するものはその注意事項														
公 称 蓄 積 時 間		秒												
三 定 数	C。(等価容量)											作動電圧		
	h _d (接点間隔)											導体抵抗		
	r ₂ (リーク抵抗)													
公 称 監 視 距 離 等	視野角 (度)		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35
	公称監視距離(m)													
	視野角 (度)	-30	-25	-20	-15	-10	- 5	0	+ 5	+10	+15	+20	+25	+30
	公称監視距離(m)													
	視野角 (度)	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	
	公称監視距離(m)													
作動の概要 (試験機能、無線機能及び警報機能の概要を含む。)														
記 事														

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
 2 設計書及び取扱説明書を添付すること。
 3 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
 4 特殊部品にあっては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
 5 製造者欄の (表示) は、部品に記載されている表示を書くこと。